

平成22年12月10日

第2239号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○保安林予定森林の指定通知（576・森林整備課）	1
○既存の大規模小売店舗の変更に關し述べた意見（577・商業貿易課）	1
○平成22年二級・木造建築士試験の合格者（578・建築住宅課）	2
○開発行為に關する工事の完了（579・鹿角地域振興局建設部）	2
○建設業の許可の取り消し（580・山本地域振興局総務企画部）	3
○建設業の許可の取り消し（581・秋田地域振興局総務企画部）	3
○道路区域の変更（582・雄勝地域振興局建設部）	3

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）	4
○一般競争入札の実施（地域産業振興課）	4
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（公営企業課）	5
○県営土地改良事業の換地処分（仙北地域振興局農林部）	6

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（110）	6
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（111）	7
○政治団体の解散の届出（112）	7
○政治団体の収支に關する報告書（113）	8
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（114）	8

告 示

秋田県告示第576号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

大館市雪沢字鯉沢2、4、7、9、10、12、16から21まで、23、24、26、27、32の1から32の3まで、34から37まで、字鯉沢中岱3から5まで、7、9、9の1、10から12まで、14、15、18から24まで、25の1、25の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鯉沢26・27・37（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第577号

大規模小売店舗舗立法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス本荘

由利本荘市東梵天144

2 県の意見

来客者用駐車場の利用時間帯について、届出書と騒音予測資料が一致していない。

加えて、従業員駐車場で、夜間騒音が発生する可能性があるにもかかわらず、騒音予測資料においては、考慮されていない。

近隣の住居において、騒音の規制基準値を超えることが懸念されるので、再度騒音予測を行い、その結果への対応策を示すこと。

3 意見を述べた日

平成22年12月3日

4 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県庁舎1階県政情報資料室

由利本荘市役所商工観光部商工振興課

(2) 縦覧期間

平成22年12月10日から平成23年1月10日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第578号

平成22年二級・木造建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則(昭和25年秋田県規則第29号)第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

二級建築士試験の合格者

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1E-10005Y	1E-10368R	1E-10720K	1E-20037K	1E-20170K
1E-10011R	1E-10376Y	1E-10729M	1E-20048P	1E-20171L
1E-10081R	1E-10402P	1E-10800N	1E-20084R	1E-20199L
1E-10095R	1E-10473R	1E-10819L	1E-20092Y	1E-20213L
1E-10097K	1E-10487R	1E-10894Y	1E-20099Y	1E-20227L
1E-10170N	1E-10503K	1E-10937K	1E-20101L	1E-20235M
1E-10182L	1E-10516Y	1E-10952L	1E-20103N	1E-20246Y
1E-10304P	1E-10518L	1E-10980L	1E-20113Y	1E-20270M
1E-10360P	1E-10665L	1E-20002K	1E-20156K	
1E-10361R	1E-10700L	1E-20026N	1E-20169Y	

木造建築士試験の合格者

受験番号
1E-30008N

秋田県告示第579号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により平成22年10月27日付け指令鹿建-1023で許可した開発行為(第1工区)に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿角市花輪字案内63番地1

社会福祉法人 花輪ふくし会 理事長 関 重征

- 2 開発区域（第1工区）に含まれる地域の名称
鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平23番1、24番5

秋田県告示第580号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年11月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
丸美 小玉工務店
能代市字大内田116番地
小 玉 一 美
秋田県知事許可（般-18）第30115号
- 3 処分の内容
建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年11月25日付で建築工事業、内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第581号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年12月2日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋田瀝青建設株式会社
潟上市飯田川下虻川字上谷地161番地
代表取締役 斉 藤 豊 隆
秋田県知事許可（特-19）第1353号
- 3 処分の内容
造園工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年12月2日付で造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	108号	A 湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先から字造石67番1まで	14.00~37.00	0.166
			B 湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先内	11.00~27.00	0.105

	新	108号	A	湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先から字造石67番1まで	14.00~37.00	0.166
--	---	------	---	-----------------------------	-------------	-------

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年12月10日から同月24日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年11月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 メリーゴーランド

3 代表者の氏名

佐々木 久美子

4 主たる事務所の所在地

能代市

5 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、家庭において十分な保育ができない保護者に代わり保育を行うとともに、いかなる勤務時間・勤務体制であろうとも必要に応じて安心して子供を預けることができるように、一時保育、休日保育、夜間保育、24時間保育、学童保育などの事業を行うほか、子育てに前向きに取り組むことができるよう支援活動を行い、児童福祉の充実と向上を総合的に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、家庭において十分な保育ができない保護者に代わり保育を行うとともに、就労形態の必要に応じて安心して子供を預けることができるように、一時預かり保育、休日保育、延長保育などの事業を行うほか、子育てに前向きになれる当事者性を生かした支援活動、地域参画型の子育て支援、親子がしあわせと思える安定した生活の支援など、児童福祉の充実と向上に総合的に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 目的
- (2) 特定非営利活動の種類
- (3) 事業
- (4) 会計の原則

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
輸送機設計人材育成研修業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限
平成23年3月25日（金）まで
- (4) 履行場所
仕様書で指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 3次元CADソフトCATIA及びSolidWorksの双方に関する操作技術研修を元請として履行した実績があること。
- (2) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 契約条項を示す場所及び日時等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部地域産業振興課技術振興班
（電話番号018-860-2246）
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び仕様書の交付期間
秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年12月10日（金）から同月20日（月）正午までの期間、随時提示または交付する。
- 4 入札執行の場所及び日時
秋田県庁第二庁舎5階52会議室
平成22年12月22日（水）午後1時30分
- 5 入札保証金に関する事項
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	横手市柳田字大谷地23番14	宅地	3,110.61	7,700,000
		建物	810.12	30,135,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
	産業労働部公営企業課	平成22年12月10日（金）から同月24日（金）まで（日曜

1	企画・経営班（電話018-860-5012） 秋田市山王三丁目1番1号	日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
---	--	-----------------------------

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	産業労働部公営企業課第1・第2会議室 秋田市山王三丁目1番1号	平成22年12月27日（月）午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書又は郵便為替証書をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県公営企業財務規程（昭和43年秋田県公営企業管理規程第6号）第64条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県公営企業財務規程附則第3項の規定に基づき公表する。

9 建物に関する事項

建物の予定価格は、消費税及び地方消費税を含む価格である。

10 その他

詳細に関しては、産業労働部公営企業課（電話018-860-5012）に照会のこと。

平成22年12月3日県営土地改良事業（大浦沼地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき公告する。

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成22年10月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年12月10日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県男鹿市第一支部	下 間 俊 悦	大 淵 英 也	男鹿市船越字杉山25-19	平成22年10月5日
自由民主党秋田県仙北市第一支部	佐 藤 雄 孝	新 山 正 雄	仙北市西木町門屋字屋敷田65-2	平成22年10月5日

2 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木敏光後援会	佐々木 敏 光	佐々木 幸 子	秋田市手形字山崎92-5 ツイン マークス1201号室	平成22年10月4日
吉方せいげん後援会清流会	酒 井 文 雄	宇 野 公 規	能代市豊祥岱1-50	平成22年10月8日
加藤麻里連合後援会	藤 井 春 雄	細 谷 洋 造	仙北郡美郷町金沢字元東根32	平成22年10月12日

秋選管告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成22年10月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年12月10日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
民主党秋田県参議院 選挙区第2総支部	主たる事務所の 所 在 地	秋田市寺内蛭根二丁目12- 1	秋田市將軍野南二丁目3- 34	平成22年10月4日
自由民主党秋田県第 三選挙区支部	会 計 責 任 者	伊岡森 悟	大 関 衛	平成22年10月26日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
すずき陽悦後援会	主たる事務所の 所 在 地	秋田市寺内蛭根二丁目12- 1	秋田市將軍野南二丁目3- 34	平成22年10月4日
すずき陽悦政策研究会	主たる事務所の 所 在 地	秋田市寺内蛭根二丁目12- 1	秋田市將軍野南二丁目3- 34	平成22年10月4日
せたがわ栄一連合後 援会	代 表 者	鈴 木 哲之進	永 野 俊 二	平成22年10月6日
花岡有一後援会	代 表 者	高 橋 彰 彦	越前屋 幸次郎	平成22年10月13日
幸福実現党秋田後援 会	代 表 者	川 口 信 弘	森 憲 作	平成22年10月20日
	会 計 責 任 者	鶴 田 裕貴博	川 口 信 弘	
武田晋後援会	代 表 者	渡 辺 照 雄	安 藤 博 義	平成22年10月25日
経済調査会	会 計 責 任 者	伊岡森 悟	岩 田 秀 孝	平成22年10月26日
みのり川信英後援会	会 計 責 任 者	伊岡森 悟	岩 田 秀 孝	平成22年10月26日

秋選管告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年10月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年12月10日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
---------	-------	-------	-------

全国社会保険推進連盟秋田県支部	鈴木 侃 市	平成22年9月30日	平成22年10月8日
吉方せいげん後援会(道心会)	米 森 泰 弘	平成22年10月8日	平成22年10月8日
ふるさと大館新生の会	近江屋 信 広	平成22年10月14日	平成22年10月14日

秋選管告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成22年12月10日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 全国社会保険推進連盟秋田県支部(平成22年分)

報告年月日 平成22年10月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 212,214円

前年からの繰越額 124,180円

本年の収入額 88,034円

(イ) 支出総額 212,214円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 50,000円

員数 25人

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 38,000円

全国社会保険推進連盟 38,000円

その他の収入 34円

合 計 88,034円

(イ) 支出の内訳

経常経費 24,329円

備品・消耗品費 1,794円

事務所費 22,535円

政治活動費 187,885円

組織活動費 141,885円

寄附・交付金 46,000円

合 計 212,214円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
吉方せいげん後援会(道心会)(平成18、19、20、21、22年分)	平成22年10月8日
ふるさと大館新生の会(平成22年分)	平成22年10月14日

秋選管告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年12月10日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
鈴木 陽悦	参議院議員	すずき陽悦政策研究会	主たる事務所の所在地	秋田市寺内蛭根二丁目12-1	秋田市将軍野南二丁目3-34	平成22年10月4日

正 誤

平成22年11月26日（号外第1号）掲載の秋選管告示第109号（政治団体の収支に関する報告書）
（原稿誤り）

2 報告書の要旨（平成21年分）

49ページ表中、100社会の欄

「

4,411,400		
-----------	--	--

」 は 「

4,411,400		2号
-----------	--	----

」 の誤り。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号